

◇報告◇ 2018年12月10日 国相手の大飯原発止めよう裁判 第28回法廷&報告・交流会 ●●●

原告、越畑火山灰問題で大飯3・4号炉の運転停止を主張

次回法廷 2019年3月25日(月)午後3時 大阪地裁202号法廷(傍聴券抽選:2時30分)

法廷は、午後3時より大阪地裁202号法廷で開かれ、約55名が傍聴した。

法廷に先立ち、原告は準備書面(27)(火山灰問題)と準備書面(28)(地震動問題)を、国は第24準備書面(地震動問題)を提出した。

地震動審査ガイドで規定される経験式が有する「ばらつきの考慮」を、事実上必要ないと主張する国に対し、前回裁判長は「その解釈を裏付ける文献の提出」を求めていた。国は今回そのような文献を出すことはできなかった。国が示した文献(書証)は、「活断層の認定には・・・不確かさ(ばらつき)が存在する」というようなもので、ガイドで規定される「ばらつきの考慮」が必要ないという国の解釈を裏付けるものではない。

法廷では原告弁護士が、2つの書面の趣旨を陳述した。

○11月21日原子力規制委の決定を受け、大飯3・4号炉の運転停止を主張

原子力規制庁は、大山生竹(DNP)の京都市越畑地点での降灰層厚が25cm(設置変更許可時の最大層厚は10cm)、噴出量が12.2km³(設置変更許可時の噴出量は5km³に設定)と結論づけた。許可の前提は崩れ、違法状態だ。国は、設置許可を取り消し、運転を停止させるべきだ。

この問題について、原告が3月に書面を出して以降、国の反論はまだない。裁判長に次回書面提出はと問われ、「まだ(規制上の取扱いが?)動いている段階なので出せない」と答えた。原発の運転は続けたまま、裁判をどこまでも引き延ばす国の態度は許せない。

○地震動問題で被告は原告主張に反論できていないと批判

地震動問題では、原告の主張への反論として出してきた前回の被告第22準備書面に対し、批判を行った。被告が入倉・三宅式を擁護するにあたって前提としている震源インバージョンによる「破壊域」は、測地学的手法による「断層面積」と同一であるとは言えない。前者が後者の2.6倍、2.0倍、1.4倍も大きな値になっているのではないかとの批判に対し、被告は反論できず、対数目盛を使うことは妥当だ等と争点はずしの主張をしている。

○報告会：進行協議で裁判官が国に質問。裁判の今後の進行等についても議論

法廷後進行協議があり、報告会で、弁護団からその報告があった。裁判官から6項目の質問が出た。そのうち5項目は国に対するもので、「審査中だから」などを理由に国が留保した事項について主張・立証するよというものだった。これに対しても、国は次回3月25日までは難しいと述べ、6月が「努力目標」とした。

今後の進行については、結審や判決のめどについても議論されたとのことだった。参加者からは、裁判の進行を早めて欲しいとの要望が出た。

○交流会：稼働中の原発の運転を止めるために議論

越畑火山灰問題の解説や、京都での「水俣と原発」写真展とトークの企画の紹介、高浜町・おおい町での中間貯蔵に関するチラシ配布・戸別訪問の報告があった。

年末に福井県外の中間貯蔵施設計画地点を公表するという、関電の福井県知事に対する約束が期限切れを迎えるので、これに備えて運動の準備を進めようとの発言があった。

次回第29回法廷は来年(2019年)3月25日(月)だ。より多くの傍聴で大飯原発止めよう!の意気を示していこう。

2018年12月16日 おおい原発止めよう裁判の会事務局